

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 令和3年8月6日（金） 13時30分

2. 開催場所 役場 2階 大会議室

3. 出席委員（13名）

農業委員

4番	鷹巣	礼子（会長）
10番	松田	護（副会長）
1番	井上	宗利
2番	井上	重誠
3番	平井	眞澄
5番	井上	勘次
6番	村瀬	久美子
7番	城戸	一寿
8番	葉山	繁美
11番	柳池	達美
12番	合屋	義彦

農地利用最適化推進委員

柳池	吉則
川内	行雄

4. 欠席委員（1名） 9番 三代 由美子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地利用集積計画について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大

事務局員 吉村 淳子

事務局員 東 輝和

議 長	【開会のあいさつ】 皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和３年８月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会は、９番 三代 由美子委員の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第６条の規定により、本日の総会は成立しております。 【議事録署名人の指名】 次に、議事録署名人ですが、 篠栗町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により ５番：井上 勘次 委員 ６番：村瀬 久美子 委員 をお願いします。 【会議書記の指名】 また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。 【日程の説明】 本日の日程についてですが、議案第１，２号について審議し、散会とします。
議 長	議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】 それでは、「議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】 それでは、事務局より説明いたします。議案第１号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）３件となり

	ます。 議案書は1ページをご覧ください。 篠栗町長より、令和3年7月25日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、新規1件、更新2件、合計面積 5,060 m² (0.5ha) です。 【議案書の朗読】 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。 ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合することであること。 ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。 ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。 ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。 ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。 以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。 説明は以上です。
議 長	【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】 ありがとうございました。

	それでは、議案第 1 号について審議、採決いたします。 何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問等なし】 それでは採決いたします。 議案第 1 号について賛成の方は挙手願います。 【出席委員全員挙手】 出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」は、原案のとおり決定いたします。
議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議 それでは、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 説明】 「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明します。 議案書 2 ページをご覧ください。 令和 3 年 7 月 1 2 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。 【議案第 2 号 の朗読】 概要について説明いたします。 今回は所有権移転(売買)が目的となっております。面積は合わせて 1,987

	m²となっています。 農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。 事務局からの説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。 議案2号について地元農業委員の井上重誠委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。
2 番 (井上重委員)	特にありません。
議長	【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 採決】 議案第2号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問なし】 それでは採決いたします。 「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。 【出席委員全員賛成】 出席委員全員賛成により、議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

事務局	【事務連絡】 ・ 今後の予定について 事務局からは以上です。
議 長	皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。 【特に意見等なし】 それでは、これで令和３年８月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。